

様式第 2 号

酒田市移住お試し住宅利用規約

- 利用者は、酒田市移住お試し住宅（以下、お試し住宅）を本市への移住を検討する以外の目的に利用してはならない。
- 利用者は、お試し住宅を他の者に貸し、又はその利用の権利を他の者に譲渡してはならない。
- 利用者は、お試し住宅において、物品の販売、宗教の勧誘、寄付の要請、広告物の掲示、その他これらに類する行為を行なってはならない。
- 利用者は、お試し住宅の利用に際しては必要な注意を払い、これを正常な状態で維持しなければならない。
- 利用者は、自らの責めに帰すべき事由により、お試し住宅を破損し、又は汚損した場合には、これを原形に復し、又はこれに要する費用を酒田市に賠償しなければならない。
- 利用者は、お試し住宅において犬、猫、爬虫類等、動物、虫の飼育をすることをしてはならない。
- 利用者は、外出、就寝時は施錠を行いお試し住宅を善良に管理しなければならない。また、貸与された鍵については複製物を作成してはならない。
- 利用者は地域のルールを守り、近隣住民に迷惑をかけることなく、地域に住む方々と良好な関係のもと交流に努めること。
- 利用者は下記に示す理由により、住宅からの退去を求められた場合は速やかに退去しなければならない。
 - (1) 不正な行為により利用したことが判明したとき。
 - (2) 地域社会の平穏を阻害する行為をしたとき。
 - (3) 利用者が暴力団員であることが判明したとき。
- 利用者は移住お試し住宅の管理上必要があるときは、利用中の移住お試し住宅の状況を職員に調査させなければならない。

酒田市移住お試し住宅の利用にあたり、上記の規約を遵守し適切に利用することを誓約いたします。

年 月 日

住所
氏名